

電波法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正内容

一 狭域通信システムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局を、免許を要しない無線局の対象とすること。（第六条第四項第七号関係）

二 市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の空中線電力は平均電力で表示することとすること。（第

四条の四関係）

三 定期検査を行わない無線局として、市町村デジタル防災無線通信を行う固定局（他の固定局の送信を制御するものを除く。）を追加すること。（第四十一条の二関係）

四 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。

無線設備規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正内容

- 一 狭域通信システムの無線局等の無線設備の技術的条件を定めること。（第七条、第九条の二、第九条の四、第十四条、第二十四条、第四十九条の二十六、別表第一号及び別表第二号関係）
- 二 市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備の技術的条件を定めること。（第七条、第五十八条の二の十二、別表第一号及び別表第二号関係）
- 三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を改めること。（第四十九條の六の三関係）
- 四 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。

特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正内容

- 一 狭域通信システムの無線局等の無線設備を特定無線設備とし、その無線設備の特性試験項目を定めること。（第二条、第八条、別表第二号、別表第三号及び別表第五号関係）
- 二 市町村デジタル防災無線通信を行う固定局に使用するための無線設備を特定無線設備とし、その無線設備の特性試験項目を定めること。（第二条、第八条、別表第二号、別表第三号及び別表第五号関係）
- 三 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 片山虎之助

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項の表Dの項空中線電力の欄餉中「及びインマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型」を「インマルサット携帯移動地球局のインマルサットミニM型及び設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている固定局」に改める。

第六条第四項第七号を次のように改める。

七 狭域通信システムの陸上移動局（A—D又はG—D電波による五・八一五 餉 五・八二 餉 五・八二五 餉、五・八三 餉 五・八三五 餉 五・八四 餉又は五・八四五 餉の周波数を使用し、かつ、空中

線電力が ・ 一ワット以下である陸上移動局をいう。以下同じ。）及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局（狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験若しくは調整を行うための無線通信を行う無線局であつて、A—D又はG—D電波による五・七七五 五・七八 五・七八五 五・七九〇 五・七九五 五・八 五 又は五・八 五 五の周波数を使用し、かつ、空中線電力が ・ 一ワット以下であるものをいう。）

第十五条の三第一号中「第五十八条の二の十二第一項」を「第五十八条の二の十三第一項」に改める。

第四十一条の二第一号中「のもの（）」を「のもの及び設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められているもの（いずれも）」に、「及び」を「並びに」に、「第五十八条の二の十二」を「第五十八条の二の十三」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 片山虎之助

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「有料道路自動料金収受システムの陸上移動局又は有料道路自動料金収受システムの基地局」を「狭域通信システムの無線局等」に、「第五十八条の二の十一」を「第五十八条の二の十二」に、「第五十八条の二の十二」を「第五十八条の二の十三」に改める。

第七条第十項に次の一号を加える。

三 市町村デジタル防災無線通信（一の市町村又は特別区の区域の範囲内の地域において防災行政事務を行うことを目的として開設された固定局であつて変調方式が一六値直交振幅変調であるもの相互間で行

われる無線通信をいう。以下同じ。)を行う固定局の送信設備であつて、五四 $\bar{\text{ル}}$ を超え七〇 $\bar{\text{ル}}$ 以下の周波数の電波を使用するもの

第七条第十四項第五号中「有料道路自動料金収受システムの基地局(五・七九〇 $\bar{\text{ル}}$ を超え五・八一〇 $\bar{\text{ル}}$ 以下の周波数の電波を使用し、有料道路自動料金収受システムの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局)を「狭域通信システムの陸上移動局(施行規則第六条第四項第七号の狭域通信システムの陸上移動局をいう。以下同じ。)、狭域通信システムの基地局(五・七七〇 $\bar{\text{ル}}$ を超え五・八一〇 $\bar{\text{ル}}$ 以下の周波数の電波を使用し、狭域通信システムの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。)及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局(施行規則第六条第四項第七号の狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局)」に改め、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備であつて五四 $\bar{\text{ル}}$ を超え七〇 $\bar{\text{ル}}$ 以下の周波数の電波を使用するもののスプリアス発射の強度の許容値は、給電線に供給される周波数ごとのスプリアス発射の平均電力が二五マイクロワット以下である値とする。

第九条の二第一項の表中「及び有料道路自動料金収受システムの陸上移動局」を削る。

第九条の四第九号中「有料道路自動料金収受システムの陸上移動局」を「狭域通信システムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局」に改める。

第十四条第一項の表十一の項中「鰈 有料道路自動料金収受システムの基地局の送信設備」を

「鰈 狭域
魴 狭域

通信システムの基地局の送信設備

に改める。

通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備」

第二十四条第六項中「有料道路自動料金収受システムの陸上移動局及び有料道路自動料金収受システムの基地局」を「狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局」に改める。

第四十九条の六の三第一項第二号イ中「オフセット四相位相変調」を「二相位相変調、四相位相変調又はオフセット四相位相変調」に改め、同号二中「音声等をパルスに変換した信号に当該信号の誤りを訂正するための信号を加えたものの送信速度」を「データ伝送速度」に改める。

「第四節の二十四 有料道路自動料金收受システムの陸上移動局又は有料道路自動料金收受システムの基地局の無線設備」を「第四節の二十四 狭域通信システムの無線局等の無線設備」に改める。

第四十九条の二十六の見出しを「(狭域通信システムの無線局等の無線設備)」に改め、同条第一項中「有料道路自動料金收受システムの陸上移動局又は有料道路自動料金收受システムの基地局」を「狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局又は狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局」に改め、同項第三号イ中「ASK方式」の下に「又は四相位相変調方式」を加え、同号口餉中「符号形式は、」の下に「ASK方式では」を加え、同号口養中「毎秒一、〇二四キロビット」を「ASK方式では毎秒一、〇二四キロビット、四相位相変調方式では毎秒四、〇九六キロビット」に改め、同号八を次のように改める。

八 隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から五 δ 離れた周波数の $(\pm)2.2\delta$ の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より三〇デシベル以上低い値であり、搬送波の周波数から一〇 δ 離れた周波数の $(\pm)2.2\delta$ の帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

第四十九条の二十六第二項中「有料道路自動料金収受システム」を「狭域通信システム」に改め、同条第三項中「有料道路自動料金収受システム」を「狭域通信システム」に、「二五マイクロワット」を「二・五マイクロワット」に改め、同条に次の一項を加える。

4 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 送信空中線は、その絶対利得が一〇デシベル以下であること。

二 送信装置の搬送波を送信していないときの漏えい電力は二・五マイクロワット以下であること。

第四章第十節中第五十八条の二の十二を第五十八条の二の十三とし、同章第九節に次の一条を加える。

(六〇 賑帯の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備)

第五十八条の二の十二 五四 賑を超え七〇 賑以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、時分割多重方式又は時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

二 変調方式は、一六値直交振幅変調方式であること。

三 隣接チャネル漏えい電力は、搬送波の周波数から一五^ニ養離れた周波数の(±)R(Rは、変調信号の伝送速度の八分の一の値とする。)の帯域内に輻射される電力が、搬送波電力より、空中線電力が一ワット以下の無線局の場合は四五デシベル以上低い値、空中線電力が一ワットを超える無線局の場合は五デシベル以上低い値又は三ニマイクロワット以下の値であること。

別表第一号注^養中「及び^養を」、「^養及び^養」に改め、同注中^養を^飼とし、^養の次に次のように加える。

養 市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の送信設備 3(10⁻⁶)

別表第一号注^養を次のように改める。

録 5.770GHzを超え5.850GHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

ア 狭域通信システムの基地局

罇 A S K変調方式を用いるもの 20(10⁻⁶)

積 罇に掲げるもの以外のもの 5(10⁻⁶)

イ 狭域通信システムの陸上移動局

罇 A S K変調方式を用いるもの 50(10⁻⁶)

積 値に掲げるもの以外のもの 20(10⁶)

ウ 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局 5(10⁶)

別表第二号第43中「有料道路自動料金収受システムの陸上移動局及び有料道路自動料金収受システムの基地局」を「狭域通信システムの陸上移動局、狭域通信システムの基地局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局」に「47.48 MHzから」 MHz 別表第二号に次のように加える。

第46 54MHzを超え70MHz以下の周波数の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、15kHzとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(設備規則第四十九条の六の三に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている設備規則第四十九条の六の三に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の条件については、この省令による改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に受けている設備規則第四十九条の六の三に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備に係る技術基準適合証明及び法第三十八条の十六第一項の認証の効力については、この省令の施行後においてもなお有効とする。

3 総務大臣は、この省令の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間は、この省令による改正前の設備規則第四十九条の六の三の条件に適合する無線設備を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等に対して免許を与えることができる。この場合において、無線設備の条件は、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間は、この省令による改正前の設備規則第四十九条の六の三の条件に適合する無線設備に係る技術基準適合証明及び法第三十八条の十六第一項の認証について申請を行うことができる。この場合において、指定証明機関が行う技術基準適合証明及び法第三十

八条の十六第一項の認証の審査については、なお従前の例によるものとする。

(有料道路自動料金収受システムの無線局に係る経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている有料道路自動料金収受システムの基地局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

2 総務大臣は、この省令の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間は、新規則の規定にかかわらず、有料道路自動料金収受システムの基地局に対して免許を与えることができる。この場合において、無線設備の条件は、平成二十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間は、有料道路自動料金収受システムの無線局の無線設備に係る技術基準適合証明及び法第三十八条の十六第一項の認証について申請を行うことができる。この場合において、指定証明機関が行う技術基準適合証明及び法第三十八条の十六第一項の認証の審査については、なお従前の例によるものとする。

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 片山虎之助

特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十二号中「有料道路自動料金収受システム」を「狭域通信システム」に、「に規定する無線局」を「の狭域通信システムの陸上移動局」に改め、同条第三十三号中「有料道路自動料金収受システム」を「狭域通信システム」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十三の二 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局（施行規則第六条第四項第七号の狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局をいう。

以下同じ。)に使用するための無線設備

第二条第三十四号中「第五十八条の二の十二第一項」を「第五十八条の二の十三第一項」に改め、同条第三十五号から第三十七号までの規定中「第五十八条の二の十二第二項」を「第五十八条の二の十三第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

三十九 設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている市町村デジタル防災無線通信を行う固定局に使用するための無線設備

第八条第三十七号の次に次の一号を加える。

三十七の二 第二条第三十三号の二に掲げる無線設備

第八条に次の一号を加える。

四十三 第二条第三十九号に掲げる無線設備

別表第二号第1中「~~有線道路自動料金収受システム~~」を「狭域通信システム」に、「~~若しくは同条第二十号~~」を「~~同条第二十四号若しくは同条第三十九号~~」に改め、同表第3中「~~有料道路自動料金収受システム~~」を「狭域通信システム」に改める。

設 線 無 の 号 七 十 三 第 条 八 第

設 線 無 の 号 七 十 三 第 条 八 第

無 の 二 の 号 七 十 三 第 条 八 第

設 線 無 の 号 二 十 四 第 条 八 第

設 線 無 の 号 二 十 四 第 条 八 第

設 線 無 の 号 三 十 四 第 条 八 第

別表第三号一養アの表中

											備
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

を

											備
											備 設 線

に、

											備
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

を

											備
											備

に改め、同表一養

(有料道路自動料金収受システムの無線局に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）（第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備として技術基準適合証明を受けている特定無線設備は、この省令の施行の日に、それぞれ改正後の証明規則（以下「新規則」という。）（第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備として技術基準適合証明を受けたものとみなす。）

2 この省令の施行の際現に旧規則第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備に係る法第三十八条の十六第一項の認証を受けている工事設計については、平成十四年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。この場合において、当該工事設計に基づく特定無線設備であつて証明規則第二十五条の規定により表示が付されたものは、それぞれ新規則第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備として技術基準適合証明を受けたものとみなす。

3 この省令の施行の際現に旧規則第八条第三十六号及び第三十七号の区分に係る指定証明機関の指定を受けている者は、この省令の施行の日に、新規則第八条第三十六号及び第三十七号の区分に係る指定証明機関の指定を受けたものとみなす。

4 前項の者は、無線設備規則の一部を改正する省令（平成十三年総務省令第 号）附則第三条第三項の規定に基づき、旧規則第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備について技術基準適合証明を行うことができる。

5 前項の規定により技術基準適合証明を受けた旧規則第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備については、それぞれ新規則第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備として技術基準適合証明を受けたものとみなす。

6 第一項、第二項及び前項の規定により新規則第二条第三十三号の無線設備として技術基準適合証明を受けたものとはみなされた特定無線設備は、平成二十三年四月一日にその技術基準適合証明の効力を失う。